



検討項目別の協議資料

◎義務教育9年間を見通した学校の体系について

○検討を進める上での観点

児童生徒の多様化する課題としてあげられている、身体的発達の早期化、小学校から中学校へ進学する際の学習や生活の不適應（中一ギャップ）、社会性を育む場としての学校の役割の増大等の対応として、平成27年に学校教育法等の改正がされ、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を行う小中一貫教育が平成28年に制度化された。また、令和3年中央教育審議会の「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申）」では、義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等について一体的に検討を進めることや義務教育において誰一人取り残さないことを徹底する必要があるとしている。

・伊賀市における小中連携教育を発展させた小中一貫教育の必要性や導入についての検討は必要か。

・伊賀市で考えられる小中一貫教育での学校の体系は。

・今後の学校規模・学校配置の方針との関わり

◎少人数を活かした特色ある学校運営について

○検討を進める上での観点

文部科学省は学校規模の基本的な考え方として、学習集団による学びが必要として一定の学校規模を確保することが望ましいとしているが、地理的な要因や地域事情によって適正化が困難な地域や小規模校を存続させることが必要な地域は、学校が小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を計画的に講じていくことが必要としている。

・児童生徒数の減少による望ましい学校規模の確保ができない場合での、統合や存続の判断は。

・小規模校を存続する場合での教育の充実策の一つとしてあげられている「小規模特認校制度」の導入は。

・導入後の見極めは必要か。

◎地域社会との連携について

○検討を進める上での観点

2020年からの新学習指導要領や国の第4期教育振興計画（R5～R9）では、学校教育を通じてより良い社会を創る理念を学校と社会が共有し、未来の創り手となるために社会に開かれた教育課程を重視し、コミュニティスクールや地域学校協働活動の一体的推進を掲げている。

伊賀市では、「学校支援地域本部」を設置し、学校を支援する体制を整えるとともに、すべての小中学校で学校運営やその支援について協議を行う「学校運営協議会」を設置し、コミュニティスクールとして学校と地域が同じ目標に向かって魅力のある学校と地域が実現できるよう取り組みを進めているところです。

・児童生徒の豊かな社会を創造する力を育み、学校の抱える複雑化、困難化した課題を解決するために更なる地域住民等の参画、協力が不可欠と考えるが。

・これまでの取り組みをさらに充実したものとするためには。

・今後の学校規模・学校配置の方針との関わり

・コミュニティスクールを発展させた「学校3部制」の取り組みの必要性は。

※「学校3部制」とは、時間帯によって学校施設の機能転換を図るという考え方で、学校教育の場（第1部）、放課後児童クラブ、クラブ活動等の多様で豊かな体験・経験ができる放課後の場（第2部）、夜間、社会教育や地域活動など大人を主とした多様な活動の場（第3部）として活用し、合わせて地域の核として公民館などの機能を集中させて公共施設の削減を行い、維持費用の削減を図るもの。